

法人設立・異動等届出書

法人番号

平成 年 月 日

受付印

京都地方税機構 広域連合長 様 京都府管理番号		(フリガナ) 法人名																														
		登記簿の 本店所在地		〒																												
<table border="1"> <tr> <td>福知山市</td> <td>舞鶴市</td> <td>綾部市</td> </tr> <tr> <td>宇治市</td> <td>宮津市</td> <td>亀岡市</td> </tr> <tr> <td>城陽市</td> <td>向日市</td> <td>長岡京市</td> </tr> <tr> <td>八幡市</td> <td>京田辺市</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>南丹市</td> <td>木津川市</td> <td>大山崎町</td> </tr> <tr> <td>久御山町</td> <td>井手町</td> <td>宇治田原町</td> </tr> <tr> <td>和束町</td> <td>笠置町</td> <td>精華町</td> </tr> <tr> <td>南山城村</td> <td>京丹波町</td> <td>伊根町</td> </tr> <tr> <td>与謝野町</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	和束町	笠置町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町			代表者 (フリガナ) 氏名	〒		
福知山市	舞鶴市	綾部市																														
宇治市	宮津市	亀岡市																														
城陽市	向日市	長岡京市																														
八幡市	京田辺市	京丹後市																														
南丹市	木津川市	大山崎町																														
久御山町	井手町	宇治田原町																														
和束町	笠置町	精華町																														
南山城村	京丹波町	伊根町																														
与謝野町																																
※本店所在地以外 の送付先を希望される 場合は記入してください		申告書 送付先 連絡先 名称	〒																													
		所在地	〒																													
※事務所、事業所が所在(設置・廃止を含む) する全ての市町村に✓を記入して下さい		関与税理士名		〒																												
添付書類		・履歴事項全部証明書 ・定款、寄附行為 ・連結納税書類等 ・その他 ()																														
設立年月日	平成 年 月 日		資本金又は 出資金の額	円																												
事業年度	月 日 ~ 月 日		資本金と資本 準備金の合計額	円																												
	月 日 ~ 月 日		資本金等の額	円																												
申告期限 延長の有無	法人税 無・有 (月)	分割・非分割	全従業員数	人																												
	事業税 無・有 (月)		主たる事業種目	製造業・その他 ()																												
分割法人区分	都道府県	分割・非分割	一般社団法人・ 一般財団法人である場合	普通法人・非営利型法人																												
	市町村	分割・非分割	公益法人等である場合の 収益事業の有無	収益事業有・収益事業無																												
◎設立・異動等の内容 (該当する番号を項目番号欄に記載してください) 1. 設立 2. 商号、名称変更 3. 事業年度、連結事業年度の変更 4. 代表者の変更 5. 本店の異動 6. 支店、営業所等の設置、異動、廃止 7. 法人組織形態の変更 8. 資本金の額、出資金の額の変更 9. 連結納税の適用、加入、離脱等 10. 合併、会社分割 11. 解散、残余財産の確定、清算結了、継続、 破産開始決定、破産廃止、終結決定 12. 会社更生開始決定、更生計画承認、更生終了 13. 公益法人等の収益事業の開始、廃止 14. 申告書送付先の設定、変更 15. その他																																
項目 番号	異動内容等	変更前	変更後	異動年月日																												
				平成 年 月 日																												
				平成 年 月 日																												
				平成 年 月 日																												
設置又は廃止す る府内の事務所 名等	名称	所在地	従業員 数	区分	状況 番号																											
			人	設置・廃 止	平成 年 月 日																											
			人	設置・廃 止	平成 年 月 日																											
			人	設置・廃 止	平成 年 月 日																											
(異動後の状況) 1. 変更前の市町村に事務所が残る 2. 変更前の市町村には残らないが京都府内に事務所が残る 3. 京都府内に事務所が残らない																																
連結親法人の場合	最初連結事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日																														
連結子法人の場合	連結親法人の決算期 (事業年度)	年 月 日 ~ 年 月 日	連結子法人適用開始 事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日																												
連結親法人	(フリガナ) 法人名	所在地	〒																													
清算人 管財人等	(フリガナ) 氏名	住所	〒																													
被合併法人	(フリガナ) 法人名	所在地	〒																													

※裏面もご覧ください

◆ 記入上の注意事項（必ずお読みください）

- 1 左上欄市町村名一覧には、事務所・事業所が所在（設置・廃止を含む）する全ての市町村に✓を記載してください。
- 2 法人名、氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 3 法人番号欄には法人マイナンバーを、京都府管理番号欄には京都府で採番された番号（新規設立、転入等は届出後に採番されますので空欄にしてください）を記入してください。
- 4 登記事項の内容に異動が生じた場合は、すみやかに履歴事項全部証明書（写）を添付して提出してください。
- 5 添付書類は原則下記のとおりとしていますが、登記事項がないものについては事実を証明する書類のコピーを添付してください。
- 6 本店の転出又は転入や支店・営業所等の設置又は廃止の場合は、当該事業年度の申告に際し原則として課税標準を分割する（該当団体全てに申告する）必要がありますのでご注意ください。
- 7 合併（分割）の場合は、合併法人（分割法人）及び被合併法人（分割継承法人）の双方について届出が必要ですのでご注意ください。
- 8 申告期限の延長には、別途承認申請及び届が必要で。

◆ 異動項目別必要書類等

項目番号	事項	添付書類等
1	設立	履歴事項全部証明書（写）及び定款（写）又は寄付行為（写）
2	商号、名称の変更	履歴事項全部証明書（写）
3	事業年度、連結事業年度の変更	定款（写）、株主総会議事録又は税務署に提出した異動届（写）
4	代表者の変更	履歴事項全部証明書（写）
5	本店の異動	履歴事項全部証明書（写）、（京都府内に初めて設置の場合は定款（写））
6	支店、営業所等の設置・異動・廃止	履歴事項全部証明書（写）、（京都府内に初めて設置の場合は定款（写））
7	法人組織形態の変更	履歴事項全部証明書（写）
8	資本金の額、出資金の額の変更	履歴事項全部証明書（写）
9	連結納税の適用、加入、離脱、取消し、取り止め	連結グループとして新たに連結納税を開始した場合 グループ一覧 ★親法人：連結納税の承認の申請書（初業）（税務署書類写） ★子法人：連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書（税務署書類写）
		連結グループとして後から加入した場合 グループ一覧 ★完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（初業）（税務署書類写）
		連結グループから離脱した場合 他 ★連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類（税務署書類写） ※連結納税を取り止めた場合は、国税庁長官の処分又はとりやめの承認の通知（写）
10	合併	新設合併：履歴事項全部証明書（写）（新設合併、新設被合併双方） 定款（写）又は税務署に提出した法人設立届出書（写）（京都府に登録がない場合） 吸収合併：履歴事項全部証明書（写）（合併、被合併側双方）
	会社分割	新設分割：履歴事項全部証明書（写）（新設分割、被分割双方） 定款（写）又は税務署に提出した法人設立届出書（写）
		吸収分割：履歴事項全部証明書（写）（分割側、被分割側双方）
11	解散、清算終了、継続	履歴事項全部証明書（写）
	破産開始決定（破産宣告）	履歴事項全部証明書（写）若しくは裁判所の破産決定通知書（写）
	破産廃止、終結決定	履歴事項全部証明書（写）若しくは裁判所の破産終結（廃止）決定通知書（写）
12	会社更生開始決定、更生計画承認、更正終了	履歴事項全部証明書（写）
13	公益法人等の収益事業の開始、廃止	★収益事業開始届・廃止届（税務署の受付印が押された届出書類（写））
14	申告書送付先の設定、変更	法人設立・異動届出書に必要事項を記載

（注）★は税務署の受付印が押印してあるもの。